

【日本脳炎予防接種の積極的接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について】

特例対象①:平成13年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方

日本脳炎の接種が完了していない方は、20歳未満までの間、1期(3回)・2期(1回)を定期接種として受けることができます。

<予診票について>

平成27年3月中旬に個別送付しています。

※転入や紛失等で予診票をお持ちでない方は、接種前に交付手続きが必要になります。

⑦転入された方

土浦市保健センター(下高津二丁目)窓口にて交付手続きとなります。

手続きの際は必ず母子健康手帳をご持参ください。

④出生時から継続して土浦市にお住いの方

母子健康手帳をお手元にご準備のうえ、接種する10日前までに

健康増進課(☎029-826-3471)まで電話連絡ください。

電話にて母子健康手帳の接種履歴と市で管理している接種履歴を照合し、未接種分の予診票をご自宅に郵送します。(ただし、日本脳炎特例①予防接種の予診票に限る)

土浦市保健センター(下高津二丁目)窓口でも交付手続きできます。窓口にて手続きの

際は、必ず母子健康手帳をご持参ください。

<接種スケジュール>

平成23年5月19日までに接種した回数	平成23年5月20日以降の接種スケジュール
全く受けていない方	6日以上(標準的には6～28日)の間隔をおいて2回、 2回目接種から6か月以上(おおむね1年後)の間隔をおいて3回目を接種。 4回目と3回目との接種間隔は6日以上あける。 *1
1回のみ受けた方	6日以上の間隔をおいて3回接種。
2回受けた方	6日以上の間隔をおいて2回接種。
3回受けた方	4回目を3回目との接種間隔は6日以上あけて接種。

***1:**法令の規定では、上記の時期に接種可能とされていますが、第1期の接種を3回受けた人は、最後の接種からおおむね5～10年ごとに1回接種することで脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されますので、接種時期はこれらを総合的に勘案して実施することが望まれます。

日本脳炎ワクチンの供給について

日本脳炎ワクチンについては、令和3年春から一時的に供給量が大幅に減少することに伴い、全国的に出荷量の調整が行われています。

厚生労働省では、供給量が安定するまでの間、4回接種のうち、1期の2回接種(1回目及び2回目)の接種を優先することとし、1期追加と2期の接種につきましては、ワクチンの供給量が安定する見込みの令和4年4月以降にお受けいただきますようご案内しています。

ただし、定期接種対象期間の終期が迫っている方は、対象期間内に接種が受けられるよう優先的に接種することができますので、お早めに接種医療機関にご相談ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。